

平成 22 年 5 月 31 日

企業会計基準委員会 御中

企業年金連絡協議会

企業会計基準公開草案第 39 号
「退職給付に関する会計基準（案）」等に対する意見について

貴会より平成 22 年 3 月 18 日に公表された「企業会計基準公開草案第 39 号『退職給付に関する会計基準（案）』」等に関しまして、下記の通り意見を提出いたします。

企業年金制度の運営実務者の集りである当協議会としては、コンバージェンスを進める過程での混乱を避け、企業年金の着実な発展を目指す立場から意見を述べるものです。

記

1. B/S 上の即時認識の先行導入を避けるべきである。

本公開草案は、B/S 上では即時認識し、P/L 上では引続き遅延認識としているが、現行の米国基準と同様ながら、債務評価議論が十分に定まっていな中で相反する認識が混在することで不整合が生じないか、一層判りにくいものにならないか、と危惧する。

また、IASB の公開草案が今般公表されたが、その内容とも相違し、現行 IAS19 号とも異なる取扱いとなっている。ステップ 1 の位置付けにある本公開草案での適用が、短期間となる可能性も大きく、拙速に B/S 上即時認識を先行導入することは避けるべきである。また、短期間での度重なる基準の変更は無用の混乱を招きかねない。

今後、わが国が国際会計基準とのコンバージェンスを目指す以上、IASB の公開草案の動向を確認してからでも遅くないと思われる。

2. 適用時期について、国際会計基準の見直しスケジュールを踏まえ再検討すべし。

本公開草案では、B/S 上の即時認識等の適用時期は、平成 23 年 4 月 1 日以後開始される事業年度の年度末に係る財務諸表からであり、退職給付債務及び勤務費用の計算方法は、平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からと、間近に迫っているが、個々の企業がその内容・選択肢などを理解し、実施内容を適正に判断するためにも相応の検討時間が必要であると考えらる。

一方、国際会計基準の見直しスケジュールでは、2011 年（平成 23 年）前半に第 1 フェーズの最終基準が公表される予定である。こうした改定内容に平仄を合わせるためにも、わが国のステップ 1・ステップ 2 での基準の適用時期は再検討されるべきである。

3. 厚生年金基金の代行部分の取扱いを見直すべし。

代行部分の負うべき債務(負担)は最低責任準備金相当額であり、現行の退職給付債務では過大計上となり避けるべきである。さらに国の社会保険制度の一部を代行しているものであることから代行部分と加算部分は合計せず、年金資産から最低責任準備金相当額を控除する等の方法により、退職給付会計の枠組みから代行部分を外すべきである。

平成10年会計基準以降、代行部分と加算部分を区分せず、これを全体として1つの退職給付制度とみなして同一の会計処理を適用することとされているが、全面見直しを進める本公開草案でこの原則を踏襲するとした貴委員会の姿勢には、疑問を呈するものである。

平成16年の法改正は、代行部分の負担を法令で最低責任準備金とし、交付金による中立化の実施など厚生年金基金の基本的な前提を変える制度改革が実現されたと云えるものである。それにも拘らず見直しされないことは、厚生年金基金制度の実施企業に過大な債務計上を引続き強いることにもなる。その一方で、代行返上を実施した際に、多くの企業が退職給付債務と返上資産の差である返上益を計上したことも事実である。今回の見直しにあたっては、こうした問題点を是正して財務諸表の有用性・比較可能性をより高めていただきたい。

4. 回廊アプローチを同等に採用すべし。

昨今、資産運用のボラティリティが大きくなり、年金資産の時価変動による数理計算上の差異の費用処理にあたって財務諸表の有用性に深刻な影響をもたらしている。費用処理に抑制効果のある回廊アプローチが求められる所以であるが、国際会計基準や米国会計基準等で回廊アプローチが採用されている間は、海外企業との業績面の比較可能性や同等性の観点から、わが国でも回廊アプローチを同等に採用すべきである。

回廊アプローチについては、割引率の平滑化廃止の際、IASBの退職給付会計見直しの中で回廊アプローチを含めたいいわゆる遅延認識の廃止議論がされている途中であることなどから、重要性基準が残るわが国基準には含めないこととしたものである。

しかしながら、重要性基準は、年金資産の時価変動には費用処理の抑制効果を持たないなど回廊アプローチとの相違は大きい。リーマン・ショック後、時価変動抑制のため透明性に逆行する多くの措置が採用される中、回廊アプローチ廃止議論の今後が注目されるが、その間のわが国企業が被る不利益は同等に回避されるべきである。

以 上